

◆◆◆ 300人以下の労働者を雇用する事業主の皆様 ◆◆◆

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく

一般事業主行動計画を策定しましょう！！

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が平成28年4月1日に
全面施行されました。

①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表、③行動計画を策定した旨の労働局への届出、④女性の活躍に関する情報の公表が、300人以下の事業主については努力義務とされています(301人以上は義務企業)。個々の事業主の課題に応じて積極的に取り組みましょう。

◆ 自社の女性の活躍に関する状況について公表する情報を選択し、求職者が簡単に閲覧できるように公表しましょう。

◆ 年に一度データを更新しましょう。掲載する情報は、少なくとも更新時点の属する事業年度の前々年度までの情報とする必要があります。

◆女性の活躍に関する情報公表◆

数値目標の達成状況や、行動計画に基づく取組の実施状況の点検・評価を行ったらその結果をその後の取組や計画に

反映させ、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)を確立させましょう！

女性活躍推進法、事業主行動計画の策定等 に関するお問い合わせは

沖縄労働局雇用環境・均等室 へ TEL 098-868-4380

〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館3階
厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>